

令和2年5月7日

お客様各位

田島大士税理士事務所 TAJIMA TAX ACCOUNTANT OFFICE

〒450-0002 愛知県名古屋市名東区名駅5-4-14 花車ビル北館2階

TEL : 052-588-2619 FAX : 052-588-2741 E-Mail : [info@tajima-tax.net](mailto:info@tajima-tax.net)

**緊急事態宣言の延長に伴う臨時休業のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、既報の通り、緊急事態宣言が5月末日まで延長されましたので、弊所におきましても、下記の通り、臨時休業の期間を延長させて頂く事と致しました。

記

令和2年5月7日（木）～ 令和2年5月29日（金）

以上

メールによる問い合わせに関しましては、休業期間中も受け付けておりますので、順次ご対応をさせていただきます。お客様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具